

『保険医のための審査、指導、監査対策—日常の留意点【第2版】』

正誤及び追補 (2011.8.19 現在)

※下記訂正がございますこと、謹んでお詫び申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正
p. 15	右段上から 17 行目	…保険調剤薬局の 診療 報酬から相殺	…保険調剤薬局の 調剤 報酬から相殺
p. 21	下段図 7 「記」 中	○ 処理 は適正に算定願います	○ 処置 は適正に算定願います
p. 48	下段一覧表中	医療法に基づく立入検査⇒ P. 000	医療法に基づく立入検査⇒ P. 205
		施設基準の届出に関する適時調査⇒ P. 000	施設基準の届出に関する適時調査⇒ P. 195
p. 65	左段下から 3 行目	紙の出力 運営 管理規定の持参を求められる場合が多い。	紙で出力して持参することを求められる。 また、運用 管理規定の持参を求められる場合が多い。
p. 104	一覧表中、No. 7 「備考欄」 1 行目	特定疾患 医療 管理料を始め…	特定疾患 療養 管理料を始め…
p. 245	上から 1 行目	指導及び 監察 に関連して…	指導及び 監査 に関連して…
p. 245	上から 2 行目	[昭和 32 年 3 月改正・平成 14 年 8 月改正]	[昭和 32 年 3 月改正・平成 18 年 6 月改正]
p. 245	上から 12 行目右欄	法 27 条 —3 を準用	法 7 条の 38 —3 を準用

最新の正誤表については、保団連のホームページ (<http://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介していきますので、ご確認下さい。